

## 令和8年3月16日付け公告の内容

この度、北海道旭川市の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする美瑛川下流土地改良事業（かんがい排水）を国営土地改良事業として施行することを申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告する。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者のうち、その農用地について耕作又は養畜の業務を営まない者であって、その農用地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により令和8年3月30日までに関係市の農業委員会に申し出られたい。

### 記

- 1 国営美瑛川下流土地改良事業計画概要書（かんがい排水）
- 2 国営美瑛川下流土地改良事業（かんがい排水）によって造成される施設の予定管理方法等
- 3 国営美瑛川下流土地改良事業（かんがい排水）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

(別紙)

市町村名	字名	地域及び 現況地目	備考
旭川市	神居町上雨紛、神居町雨紛、神居町富沢、神居町神華、神居町富岡、西神楽南十六号、西神楽南十七号	一部の田	
	神居町上雨紛、神居町雨紛、神居町富沢、神居町神華、神居町共栄、西神楽南十四号、西神楽南十五号、西神楽南十六号、西神楽南十七号	一部の畑	